事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

N_{12} ＝ 0.0202

N_{13} ＝ 0.0204

N_{14} ＝ 0.0189

N_{15} ＝ 0.0119

N_{16} ＝ 0.0212

N_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0216

N_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0208

N_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0145

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

N_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01477

　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01749

N_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0163

　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

N_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0160

　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0183

N_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.0155

　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0178

N_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0167

N_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0153

　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0166

事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

N_{12} ＝ 0.0202

N_{13} ＝ 0.0204

N_{14} ＝ 0.0189

N_{15} ＝ 0.0194

N_{16} ＝ 0.0214

N_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0217

N_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0208

N_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0145

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0210

N_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.0164

　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0189

N_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0164

　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

N_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0161

　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0184

N_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.0156

　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0179

N_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.0153

　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0168

N_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0153

　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0166